平成 30 年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

- ○会議日時 平成 30 年 12 月 7 日 (金) 午前 9 時 30 分~午前 10 時 38 分
- ○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)														
	職		出欠	氏		名		職		出欠	E	E	彳	
委	員	長	0	松	本	賢	_	副氢	委員長	0	村	尾	光	子
委		員	0	坂	村	哲	也	委	員	0	五	戸	豊	弘
]]		0	貝	木	幸	男		IJ	0	石	田	陽	_
							出席 6人			欠席 0人				

説明のために出席した者									
職	氏 名	職	氏 名						
産業振興部長	瀧澤卓倫	建設水道部長	高 徳 吉 男						
農政課長	清 水 光 則	農業委員会事務局長	近藤和行						
商工観光課長	濱 野 岳 仁	建設課長	栃 本 邦 憲						
都市計画課長	近 藤 善 昭	区画整理課長	五月女 治						
水 道 課 長	保 沢 明	下水道課長	長 塚 章						
スマート IC 建設準備室長	伊 澤 巳佐雄								

事務局										
職	氏	名	職	氏 名						
議会事務局長	星野	登	議事課長	上野和芳						

- ○議員傍聴者 磯辺香代議員、中村節子議員、相澤康男議員、石川信夫議員
- ○一般傍聴者 1名
- 1. 開会
- 2. あいさつ 松本賢一委員長
- 3. 概要録署名委員 貝木幸男委員

4. 事件

現地調査

なし

補足説明

なし

(1) 付託事件審査について

議案第63号 平成30年度下野市一般会計補正予算(第4号)【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

13款2項2目 農林水産業費負担金

- ○村尾副委員長:農業水利施設保全対策負担金は、どこから入るものか。何の事業についてのものか、説明願う。
- ●農政課長:これについては、去る8月9日に、田川にある成田堰のシリンダーを上下する部分からオイルの流出が起こり、それに伴う堰の改修部分を上三川町から負担金としていただくものである。事業名としては、県単独の農村整備事業を使い、事業費が740万円となっている。内訳としては、県が35%、市が45%、南河内土地改良区が20%ということで、市の45%分の333万円の内、受益者面積で割った下野市分が54.6%の181万8,180円を負担し、上三川町が45.4%の151万1,000円を負担する。その歳入となるものである。
- ○村尾副委員長:オイル流出事故は、どういうふうになったのか。流出先の汚染 等はどうだったのか。
- ●農政課長:汚染については、量にするとバケツ1杯分ほどだった。オイルは広がったが量にすると多くはなかったため、被害的には大きなものではなかった。オイルフェンスで吸った状況である。
- ○村尾副委員長:了解した。

16款2項4目 農林水産業費県補助金

- ○村尾副委員長:農業費補助金の水利施設整備事業補助金については、先ほど伺った部分か。
- ●農政課長:水利施設整備事業補助金463万7,000円の一部が、成田堰の改修事業となる。3件の工事費分であるが、成田堰の改修も含まれている。
- ○村尾副委員長: 3件とのことであるが、成田堰のほか、後2件は何か。

●農政課長:工事は3件で、プラス成田堰の改修が1件で合計4件である。成田堰については、740万円の内の県負担分、35%の259万円がこの中に含まれていることになる。残り3件が、工事の費用の県からの歳入分となる。江川に1工区、蟹川に1工区、東部地区で1工区ということで、主に用水路の嵩上げや用水路の詰まりの改修事業である。

[歳出]

6款1項2目 農業総務費

- ○村尾副委員長:農業総務事務費の償還金であるが、これは何に対する償還金になるのか。
- ●農政課長:平成28年度の経営体育成事業補助金申請に伴い、申請額に消費税を 算入して計算してしまったため、その分を返還するということで、2名分の返 還金としての歳出である。

6款1項3目 農業振興費

- ○村尾副委員長:環境保全型農業推進事業で増額となるが、取り組み農家がふえたということで理解してよろしいのか。
- ●農政課長:これについては、交付対象面積が当初想定していた面積より多くなったための、面積の増加である。
- ○村尾副委員長:農業者がふえたのではなく、耕作面積がふえたと考えればいい わけか。
- ●農政課長:そのようになる。

7款1項2目 商工業振興費

- ○村尾副委員長:工業団地管理事業で、いよいよ柴工業団地調整池の土砂を撤去することであるが、検査をした結果は問題なかったのか。土砂の処分方法はどのようにするのか。
- ●商工観光課長:前回の議会において検査についての予算を取らせていただいた。安全面の検査と土質の検査があるが、その時には安全の検査しか考えてなかった。砂利の採取場の後に、それを持ち込めるという話があり、その方法を考えていた。安全面の検査が必要か土質の検査が必要かわからない状態だったので、実際に検査は行っていない状態である。その後、いろいろな調整をしたところ、土砂として搬出するのは不可能ということになり、現在の状態では産廃物の処理ということで、行わなければと思っている。昨年の今の時期は水位がかなり下がっていたが、ことしは水が引かない状態となっている。バキュームで吸うか、バックホーといって重機で取って持って行くことを想定しているが、それができないとやり方が変わるところがあるが、その辺はっきりし

なくて申し訳ない。今のところバックホーで取って、産廃物の処理としてコン テナ車で持って行くという形で考えている。

- ○村尾副委員長:産廃として処分するとしたらその処分先は業者任せになるのか。
- ●商工観光課長:今のところは、埼玉県にある処理施設を考えている。やり方によっては、寄せておいてある程度乾かして、一般の土と混ぜて持って行くという方法もある。ある程度長期的に重なってということも考えられるので、いかに安くできるのかを模索している状態である。
- ○村尾副委員長:まだ確定していないということであるが、土質検査や安全面の 検査はこれからやるのか。やらないで産廃として処分しようということか。
- ●商工観光課長:処分にあたっては、検査しなくてはならないので、行うが、最初に発注してというよりも、渇水時期の冬場の工事を考えているので、工事を請け負った業者に土質調査をさせるというような考え方になるかと思っている。

8款2項1目 道路維持費

- ○村尾副委員長:市道大規模修繕事業で、市道1-16号線舗装修繕があるが、1-16号線は仁良川の通りと理解するが、これは修繕する必要があるのか。
- ●建設課長:市道1-16号線の位置を確認させていただくと、1-16号線は新4号国道から西坪山工業団地に入るデクセリアルズのほうに向かうメーンの通りである。今回予定しているのは、新4号国道と西坪山工業団地のメーンとなる入口の舗装のたわみが著しい。舗装は二層仕上げといった形で入っているが、大型車両等の影響もあると思うが、最大で20センチメートルを超える舗装のたわみがあり、通行上の危険性を伴っている。これから冬場に向かい雨水排水等の問題、路面凍結等、走行性に支障や危険性を伴うため大規模な修繕を考えている。
- ○村尾副委員長: 私が誤解していたと思うが、区画整理地内というよりは工業団 地のほうということでよろしいか。
- ●建設課長:区画整理地内ではなく、工業団地ということでご理解願う。
- ○村尾副委員長:市道1157号線というのは、石橋地区の北のほうですね。現状は どのようになっていたのか。
- ●建設課長:市道1157号線は、石橋地内の下野警察署西側のパチンコ屋さんの西側の通りで、昨年度と今年度、議会に事故報告させてもらった路線である。そういった事故に対し、現状の維持修繕の中で対応可能なものについては対応をしてきたが、同じような現状が繰り返し生じるため、抜本的に大規模な修繕が必要であろうと、本格的な対応を迫られていると判断し、そちらの路線を手掛けていきたいと考えている。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- ○石田委員:市道の道路改良舗装があるが、2-1号線か、土地改良でできた中学校から東側を南進する道路。予算がどうのということではないが、今、舗装の打ちかえ等行っているが、その後必ず1年ぐらいで横に割れてしまう。3メートルから5メートルぐらいで、細かくは割れないが、大きく横割れしてしまう。その対応を何か考えて、設計しているところはあるのか。
- ●建設課長:場所の確認であるが、ご指摘の路線は、南部土地改良区方面である 1-3号線となる。この路線は確かにそういった状況が出てくる路線である。今、計画的にこの路線を順次南側のほうから対応している。基本的には表層、基層の打ちかえではなく安定処理により、抜本的に路盤のほうを改良し、舗装の寿命を延ばすという処理をしているが、確かに横割れが生じる所も部分的にはある。現在、舗装の専門的な学識経験者を交えて、庁内で検討しているのが、例えば、クラックが入った部分にシール材を溶かし注入し、舗装の劣化を早期に対応するような方法である。国道 4 号線等で抜本的な対策を施している箇所が見受けられると思うが、そういったもので早期に対応して、舗装の劣化が広がらないように対応するような研究も有効ではないかという報告もいただいているので、今後そちらの導入も目指して対応していきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第66号 平成30年度下野市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・意見

- ○村尾副委員長: 下水道事業債を減額して同額が国庫補助金から入ってくるわけで、この結果事業費が変更になったということだが、その辺を説明いただきたい。
- ●下水道課長: 公共下水道事業費補助金の追加配分があり、仁良川地区の雨水管渠整備事業に充当するということで、今現在単独事業で持っている部分を補助事業に組みかえるということになる。補助事業費としては6,600万円、補助率が2分の1ということなので、国庫補助が3,300万円。起債のほうであるが、補助裏として、充当率90%で2,970万円、一般財源330万円ということで補助事業の事業費になる。単独事業の減額であるが、事業費がマイナス6,600万円で、起債の充当率が95%であるので、マイナス6,270万円、一般財源がマイナス330万円ということである。たまたまということではないが、起債の充当率と国庫補助の補助率2分の1という関係で、金額的には同額で移ったよう

に見えるが、内容的には補助事業費の6,600万円と単独事業の減額マイナス 6,600万円ということで、今回事業の組みかえを行ったということになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第67号 平成30年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計補正予算(第2号)

質疑 · 意見

「歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- ○石田委員: 物件移転及び使用収益不能補償について伺う。2,200万円くらいと 出ているが、どの場所で何カ所くらいあるのか。また何年間くらい払わなくて はならないのか。目鼻は付いている状況なのか。
- ●区画整理課長: 今回の2,204万6,000円については、物件移転補償2件分である。1件は倉庫と工作物、もう1件は家屋と工作物と立竹木の補償である。使用収益不能については、今回の補正には関係していない。
- ○村尾副委員長: あと何件くらい移転する必要があるのか。
- ●区画整理課長: 正確な数字は申し上げられないところであるが、事業自体は 事業費ベースで73%ほど進んでいる。今後、県道沿いを進める計画であり、県 道沿いの電柱等の移転も移転補償に含めるので、件数については正確な数字 を申し上げられなくて申し訳ない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第68号 下水道事業における地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

質疑・意見

- ○村尾副委員長: 農業集落排水事業受益者分担金徴収条例新旧対照表の第4条のところ。これは変更はないが、「分担金の総額は、前条の規定により定められた区域ごとに要した事業費に100分の7を乗じて得た額とする」ということだが、100分の7というのはどこから出てきた数字であるのか。
- ●下水道課長: 大変申し訳ないが、農業集落排水については事業が終了しており、また分担金等も確定していたもので、100分の7がどこから来たのかは把

握していない。

- ○村尾副委員長: 下水道事業、農業集落も廃止しますよね、会計のほう。公営 企業ということになるが、水道事業会計は公営企業でやっているが、これから は下水道のほうと農業集落のほうの会計はどのような形になっていくのか。 水道事業会計の中に含まれていく形になっていくのか。あるいは水道事業会 計とは別に下水道事業会計が出てくるのか。そこのところを伺う。
- ●下水道課長: 今回、下水道事業は公営企業に移行するが、あくまで水道と下水は別ということで、水道は水道事業、下水は下水道事業ということである。下水に関しては、今の公共下水道事業、特環事業と農業集落排水事業の3つを合わせた形で下水道事業として公営企業のほうで事業を運営していくことになる。
- ○村尾副委員長: そうすると、下水道事業と言った場合には、もう農業集落排水も含まれていくということで、この言葉がもうなくなるということでよろしいか。
- ●下水道課長: 事業としては下水道事業ということにはなるが、内容としては 公共下水道と農業集落排水事業ということで、中での管理は別々にするので、 名前自体は残るということになる。
- ○村尾副委員長: そうすると、公営企業の下水道会計は来年3月に置くことになるのか。
- ●下水道課長: 今現在、既に新年度の予算編成が始まっているが、来年の4月 1日から下水道事業として予算を執行していくことになるので、3月の議会 に提出して承認いただく形になる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第73号 下野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- ○村尾副委員長: 石橋北部負担区の世帯数を伺う。
- ●下水道課長: 上古山地区が約250世帯、下古山北地区が約40世帯ということで、 合わせて約290世帯である。
- ○村尾副委員長: この地区では管路布設が完了しているところもあると思うが、 現在の加入状況を伺う。
- ●下水道課長: こちらのほうは今年度から工事に入り、一部供用開始になる部分があるということである。管路布設はこれから始まり今年度中に終わる部

分が、戸数でいくと3戸になる。まずはそこが始めになるので、受益者負担金 は翌年度から取るということで、今回条例のほうを出させていただいた。

○村尾副委員長: 了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第79号 道の駅しもつけにおける指定管理者の指定について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

5. その他

(仮称) 下野スマートインターチェンジについて

スマート IC 準備室長より資料に基づき説明

質疑 · 意見

- ○石田委員: 前に全体工事の中で料金所までが市の負担という話があったが、 ラウンドアバウトのところまでが市の負担か。
- ●スマート IC 準備室長: ラウンドアバウトはネクスコの負担になる。1-2号線からラウンドアバウトの手前までが市の負担である。詳細については、ラウンドアバウトのイメージ図をご覧いただきたい。ラウンドアバウトの手前に右側が広くなっているが、細長く表示されているのが管理棟、その手前に斜めに3つの四角があると思うが、それが事故車両や故障車の駐車場になるが、ここまでがネクスコ、この手前が市の負担となってくる。概ねこのあたりがネクスコと市の負担の境界になる。
- ○石田委員: 例えば高速道路から下りてきたとして、高速から下りてきた人は どこを通ってくるのか。
- ●スマート IC 準備室長: 現地調査で若干説明させてもらったが、左側が高速道路

から来た場合である。イメージ図において、ETCが搭載されている、されていないに関わらず、Cは必ず開く。ETC搭載車だとDが自動的に開きそのまま下りられる。FとEは開かないのでまっすぐ行くしかない。次に、万が一未登載車が下りてきた場合、Cは先ほどのとおりどちらが来ても開くが、Dは開かない。Eも開かずに、Fが開く形になる。Aも開けずにBのバーが開くので、ラウンドアバウトの中を回ることなく、高齢者でも初心者であっても強制的に高速道路への通行を促される。ETC未登載車はその次のインターチェンジで下りてもらうことになる。現在、かなりの車両にETCが普及しているが、高速道路を使う方で見ると92%くらいがETCを利用しているので、100%ではないが高速道路利用者のほとんどがETCを使っている状況である。

- ○石田委員: それでは、高速道路から下りる場合は出口のゲートが開けば下りられるが、ここから高速道路に乗ることはできないのか。
- ●ススマート IC 準備室長: このイメージ図は、6本の制御バーを使って事故がないように整備するという図面である。最初の図面を見ていただければわかるが、南側が西行きとなっているが、南側から乗った場合は首都圏方面になり、茨城方面に向かう方は北側から利用することになる。両側に出入り口があるフルインター形式である。昔は水戸や上河内も以前はハーフ形式で片側のみであったが、本市ではフルインター形式である。スマートインターチェンジだと現在開通している高速道路に設置するので、どうしてもこのような形で、各々に出入り口を設けることになる。高速道路を止めるわけにはいかないので、1カ所の出入り口で上をループさせると、用地取得が少なくて済むが、かなり大規模な事業になってくるので、下野のみがこのような形で整備しているわけではなく、県内で言うと栃木市の都賀西方、佐野市の出流原、矢板市の矢板北と、スマートインターチェンジについてはどこでもこのような形で進めている。
- ○石田委員: 費用負担の中で、インターから一般道に出るまでの土地の代金は どうなるのか。
- スマート IC 準備室長: 事業区分で分けるので用地取得についても、料金所の手前については市の負担になる。市の負担部分については、接続する1-2号線に右折レーン等を設けるが、そのような整備、用地取得、南側は既に両側歩道で右折レーンを設ける幅員があるので用地取得はないが、若干歩道を調整する工事費。北側は右折レーンを設けるため用地取得をするが、1-2号線についても市の負担となる。県道羽生田・上蒲生線については県の負担で整備してもらうことになっている。用地取得についても県が行う。石橋北小学校の脇の都市計画道路があり、北側についてはその上を通ることになる。この交差部分の用地取得や工事の負担については市、上の高速部分についてはネクスコ、そのように事業費を分けて、市の負担については都市計画道路、1-2号線、料金所の手前が用地、工事、それと今回補正をする委託費について、道路延長に

基づく按分割合、56%になっていたと思うが、その割合で負担していく。

- ○石田委員: 買い上げ単価は国、県、市と3種類になるのか。1種類になるのか。
- ●スマート IC 準備室長: 高速本体と1-2号線の関係部分については、高速の国庫補助金の対象となる。県道と都市計画道路については、交付金の対象になる。すべて同じ交付金、補助金を使っており、不動産鑑定を入れて単価を決めていくので、県、ネクスコ、市がすべて同じ単価になっていく。
- ○貝木委員: 9月の調査の時に伺った覚えがあるが、手前から乗り口を作るのはあまり建物に影響がないようなことを伺ったような覚えがあるが、ある人に聞いたら、建物何軒かかかるところがあると聞いたが、今の石田委員の質疑で、ラウンドアバウトまでが市の負担ということなので、北と南側にあるラウンドアバウトまでの間に移転する建物は何軒かあるのか。
- ●スマート IC 準備室長: 住宅の移転については5件が対象になってくる。北側が料金所の右側に2件ある。県道の振りかえの関係で北側に1件、南側に2件住宅がある。
- ○貝木委員: 質問が重複するが、県道沿いは市の負担ということで移転費を払 うということか。
- ●スマート IC 準備室長: 県道振りかえによる部分については、県の方で負担するが、先ほどわかりやすく説明するために、県道沿いにある南側2件、北側1件ということで、うち、北側と南側1件が、この都市計画道路の角にあるので、市の方の負担で移転をしてもらうことになる。もう1件については、県で負担、北側の料金所脇の2件については、料金所の手前になるので市の負担となる。市の負担は4件となる。
- ○貝木委員: 承知した。
- ○坂村委員: 用地取得に関して、地権者の方と何か話はしているのか。
- ●スマート IC 準備室長: 同じような本線直結で、宇都宮市の大谷スマートインターチェンジでは、地権者の方との交渉が進んでいないようで、進捗が遅れている。そのようなこともあり、8月に事業化になってから、国の方から、該当になりそうな方に対して意向調査を必ずしなさいということになっていた。この5件の方には金額等は提示せずに意向調査を実施しているが、今のところ協力いただけるということで伺っている。移転にあたって、古い家屋だと、単価が下がっていったりすることもあるので、金額を見てからということは若干あるが、協力いただけるということで伺っている。
- ○坂村委員: 先ほどの説明にあったかもしれないが、工事中、学校が近くにある、近隣住民の方に不便をかけたり、負担をかけるようなことはないか。
- ●スマート IC 準備室長: 小学校があるということで、整備後、通学路に影響が出ないような形で進めている。都市計画道路については、通学路にもなっているし、

父兄の送迎にもかなり使われているので、工事中は迂回路を設けず、付けかえ 道路を設けて支障がないよう、また安全面に十分配慮し進めていくように計 画している。

- ○坂村委員: 工事を進めるうえで負担金がふえるということはあるのか。
- スマート IC 準備室長: 来年から消費税の関係で上がるかと思う。あとは物価の関係で上がるかどうか。今からだと 4 年半で整備するので大きく変わることはないかと思う。コンサルに委託して詳細に計算しているので大きく変わることはないかと思っている。
- ○五戸委員: このインターチェンジのところで田の部分の細い道路がたくさん あるようだが、通行はどうなるのか。
- ●スマート IC 準備室長: 県道、本体道路、都市計画道路の出入り口の説明のみで申し訳なかったが、そのほかにも市道、農道等が交差している部分があるが、メーンの通りはボックスカルバートでトンネルを設け支障がないように整備していくが、農道部分等については高さの関係や工事費の関係でトンネルを設けることができないので、行き止まりにならないようにインターチェンジの両脇を整備し、迂回ができるようにしていく。その部分についても市の負担になってくる。

閉 会